

「学校において予防すべき感染症」による出席停止について

医師により下記の感染症と診断された場合、学校保健安全法の規定により、通常の欠席ではなく「出席停止」の扱いとなります。医師の診断を受けましたら、学校までご連絡ください。また、下の証明書又は医師の診断書（診断名・出席停止期間・病院名が明記されたもの）を登校の許可が出てから、学級担任にご提出ください。なお、文書料が発生する場合は保護者負担となりますことご了承ください。

○ 学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則より）

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう)、指定感染症及び新感染症
第二種	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。）、インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻しん(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん(三日ばしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、*その他の感染症

○ 条件によっては出席停止となる感染症

感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス等）、マイコプラズマ感染症、手足口病、 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ

キ リ ト リ

主治医 殿

熊本中央高等学校長

下記の生徒について、出席停止扱いの手続きをとりますので、お手数とは存じますが、下記項目にご記入の上、生徒にお渡しくださいますようお願い致します。

出席停止証明書

生徒氏名 _____ 年 組 号 氏名 _____

診 断 名 _____

出席停止期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

学校感染症罹患に伴い、上記の期間、出席停止の措置が必要だったことを証明します。

年 月 日

医療機関名

医 師 名

この用紙は、担任（担任より各教科担当へ連絡）にご提出ください（担任保管）

※裏面：インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症罹患時の出席停止期間に関する参考資料

出席停止期間について(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症)

1.インフルエンザ罹患時の出席停止期間

インフルエンザに罹った場合、学校保健安全法施行規則により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱をした後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」学校や幼稚園を休むことが定められています。

この場合の「発症」とは発熱の症状が現れたことを指します。

日数を数える際、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を第1日とします。

【出席停止期間 参考例】

例	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日を経過			
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
発症後1日目に解熱した場合		解熱	1日目	2日目						
発症後2日目に解熱した場合			解熱	1日目	2日目					
発症後3日目に解熱した場合				解熱	1日目	2日目				
発症後4日目に解熱した場合					解熱	1日目	2日目			
発症後5日目に解熱した場合						解熱	1日目	2日目		

引用 アステラス製薬 <https://www.astellas.com/jp/inquiry/>

インフルエンザの臨時休業(学級・学年閉鎖)

- ・県の基準(平成24年度改定)「当該学級在籍人数に対し**25%程度の罹患**者が出た場合」
「最終接触日を0日とし、4日目までを目安に臨時休業とする」
→確認の上、最終的には学校長・教務部等で判断

2.新型コロナウイルス感染症罹患時の出席停止期間

新型コロナウイルス感染症罹患時の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とすることと定められています。(無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする)

「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。また、「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」とは、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。

出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対しマスクの着用が推奨されています。

出席停止の用紙は担任または保健室にあります。登校可能になってからで構いませんので、診断を受けた医療機関にて記載の上(文書料がかかる場合は保護者負担)、担任へ提出してください。